

様式第4号（第11条関係）

基建第1845号  
平成28年3月25日

第8区 区長  
高尾弘文様

基山町長 松田一也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

建設課で現場を確認しました。赤信号により停車する車両で進入が困難な状況であると見受けられますので道路管理者と協議いたします。

2 取扱いの理由

要望されている場所では、道路に進入し右折の際に、左から進行してくる車両を確認するため一旦停止を行わなければなりません。この場所に停止禁止区間を設置した場合、一旦停止は出来ないこととなりますので、他の方法を検討いたします。

なお、要望の路線は、県道本郷基山線でありますので、佐賀県道路管理者と協議いたします。